

第七篇 眞田氏

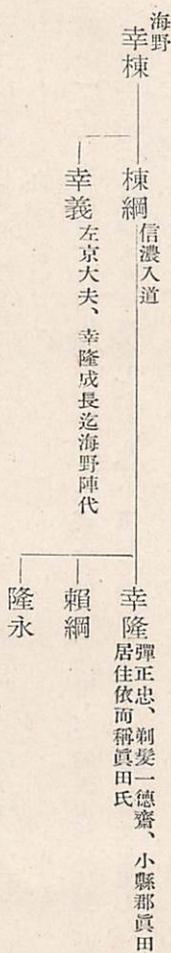
眞田氏は我上田市とは、最も深い關係を有つて居る。故に今特に此一篇を設けて記述することとした。

第一章 眞田氏の出自及び眞田幸隆

第一節 眞田氏の出自に就ての考察

眞田家系圖の幸隆

眞田氏が世に著はるゝに至つたのは、一德齋幸隆の時からである。此幸隆は眞田家系圖に據れば



とあり、寛永提出の系譜にも

棟綱——幸隆 長子

とあつて、幸隆を棟綱の子となして居る。

此御仁者從_レ昔眞田氏之産云々

二代眞田右馬佐三男眞田源之助 此御仁者十六從_二御年、一矢澤郷江御移、其後瀧ノ諏訪大明神ノ續御系圖

從_レ夫矢澤薩摩守綱頼ト御名乗給也

と記載しあり、眞田頼昌の三男眞田源之助は、矢澤に移り諏訪明神系の矢澤氏を相續し、矢澤綱頼と稱したことに成つて居る。

幸隆の父は眞田頼昌

而して矢澤綱頼は、幸隆の弟なること明かなれば、此右馬佐頼昌は綱頼の父であると同時に、幸隆の父でもある。そして、此眞田右馬佐頼昌は、昔よりの眞田氏の産とあれば、幸隆以前に眞田氏のあつた事は明白である。尙記録に見ゆる眞田氏は、永享結城合戦に、村上頼清に隨て出征した北信濃の武士の中に、海野十郎、彌津小二郎、眞田源太、同源五、同源六などが載て居り信陽雜誌、應永の頃に溯れば、大塔合戦の時、大塔要害大手の攻口の大將、彌津越後守遠光の一黨の中に、別府、小田中、實田、眞田横尾、曲尾等の人々がある。而して淺羽本信州滋野三家系圖に據れば、海野小太郎幸氏の子、右衛門尉長氏の四男幸春、眞田七郎とあつて、幸春眞田の地に居住し、其地名に由り、眞田氏を稱した事になつて居る。故に其系統に前記眞田の人々があり、其裔に眞田右馬佐頼昌が、出たものと考えることが出来る。若し此の如くならば、眞田氏は正に滋野三家の一なる海野系で、昔より眞田の地に、居を占めて居たのである。故に幸隆より眞田氏が創まつたのでは無い。

又海野白鳥神社神主、石和氏藏する所の海野系圖には

眞田七郎

幸隆以前に早く眞田氏あり

棟綱——幸義

——女——幸隆

——眞幸

と載せられて、此系圖では、棟綱の女の嫁したのは、眞田彈正忠とあつて、右馬佐では無い。けれども、棟綱の女の生みし所が、幸隆なるは一致して居る。故に良泉寺矢澤系圖の、一傍證となすべきものである。

幸隆は棟綱女系の孫

前述した所に據て考ふる時は、幸隆は元來眞田氏で、海野棟綱の子、幸隆眞田の地に居住し、始めて眞田氏を稱した、と爲すは間違であり、且幸隆は棟綱の子でもなく、幸義の子でも弟でも無く、棟綱女系の孫に當る事となる。

若し幸隆が海野宗家より出で、自ら眞田を稱したとか、又眞田名跡を繼いだとかならば、天文十年神川の戦に、海野の本宗たる、棟綱は逃れ幸義は戦死した上は、幸隆としては、先の海野姓に復歸して家督を相續し、海野家を再興すべきである。恰も其れは眞田源太左衛門尉信綱兄弟長篠戦死の爲めに、其弟昌幸が武藤氏より眞田氏に復姓して、眞田昌幸と稱し、眞田家を相續再興せし如く、然るに此事無かりしは眞田が元來の苗字で有つたが故であらう。

筆の序でに、矢澤常田の二氏に就て、左に述べて見る

矢澤氏

矢澤氏 眞武内傳追加に「矢澤信州先方衆にて諏訪家別れと云ふ」とあり又良泉寺矢澤系圖に二代眞田源之助、此御仁者十六從御年矢澤郷江御移其後瀧ノ諏訪大明神の續御系圖、從夫矢澤薩摩守綱頼ト御名乗給也」とあつて、諏訪大明神の御系圖を續ぐとは、神氏系矢澤家を相續したことを意味するのである。此矢澤氏が元來、諏訪神氏系なりしことは、眞武内傳所載亦之と同じである。矢澤氏の家紋鳥居梶葉も、亦此證左と見るべきである。此矢澤氏を相續したのが、幸隆の弟綱頼である。而して其名を頼幸と云ひ或は綱頼と云ふも、良泉寺文書

矢澤郷之内寺中山林竹木寺領拾貫文永代寄附之者也

天正三年午三月廿八日

矢澤綱頼 (花押)

常田氏

に依れば、綱頼である。

常田氏 綱頼の弟隆永(又は家)が、常田出羽守と稱したのも、常田に居住して、常田を苗字とした古來の常田氏の名跡を續いたので、隆永始て常田に居り、常田氏と稱したのでは無からうと思ふ。東筑摩郡錦部村、常田氏所藏常田氏系圖の中に、文治五年の頃、土岐田庄司元直と云ふがある。常田莊の庄司たりし常田氏と云ふ者、早く既に此地に在つたものではあるまいか。

左に眞田家の系圖を載せて参考の資に供する。

眞田氏系圖

眞田氏系圖

眞元親王

四品號三閑院一賜三滋野姓一

滋野幸恒

海野小太郎小縣郡海野庄居住依而稱三海野一

幸明

海野小太郎信濃守

幸眞

海野小太郎信濃守

幸盛

海野小太郎信濃守

直家

彌津小治郎 彌津氏祖

重俊

望月三郎 望月氏祖

幸家

海野小太郎信濃守

幸勝

海野小太郎信濃守

幸親

海野小太郎左衛門尉或記有三幸重一

幸廣

海野彌平四郎於三備中國水島一戰死

幸氏

海野小太郎左衛門尉兄幸廣爲レ嗣

幸繼

海野小太郎信濃守

幸氏

幸春 海野小太郎

幸重 海野小太郎
信濃守

幸康 海野小太郎
信濃守

會田治郎

塔原三郎

田澤四郎

苅屋五郎

(原ノ字脱カ)

光之六郎

幸遠 海野小太郎
信濃守

幸永 海野小太郎
信濃守

幸昌 海野小太郎
信濃守

幸信 海野小太郎

幸定 海野小太郎

幸秀 海野小太郎
信濃守

幸守 海野小太郎
信濃守

幸則 海野小太郎
兵庫頭

幸義 海野小太郎

幸數 海野小太郎

持幸 海野小太郎

岩下豊後守

氏幸 海野小太郎
信濃守

幸棟 海野小太郎
信濃守

棟綱 海野小太郎
信濃入道

幸義 海野小太郎
幸隆成長迄海野陣代

幸隆

彈正忠刺髮號二一德齋一
小縣郡眞田居住依而稱二眞田氏

信綱

源太左衛門
於二長篠一戰死行年三九

昌輝

兵部頭於二長篠一戰死

昌幸

安房守兄信綱之爲レ嗣

信尹

隱岐守

高勝

宮内介稱二金井氏一

昌幸

幼名源五郎稱二武藤喜兵衛一
兄信綱戰死復二眞田氏一任二安房守一

女子

稱二村松殿一小山田壹岐守茂誠室

信之

伊豆守、剃髮號二一德齋一

信繁

左衛門佐藤幸村 幼名御辨丸

女子

眞田長兵衛幸政室

女子

鎌原宮内少輔重春室

女子

保科彈正正光室

女子

瀧川三九郎一積室

女子

堀田作兵衛興重養女
石合十藏道定室

女子

於二九度山一早世

女子

片倉小十郎景長室

女子

蒲生源左衛門郷喜室

幸昌

大助於二大阪一戰死

— 信勝 左馬助

— 昌親 内匠、藏人、主計
幼名源三郎

— 女子 妻木彦右衛門頼照室

— 女子 樂

— 女子 石河備前守室

— 女子

— 大八 於三京都一早世一

— 女子 高力攝津守忠房室

— 信吉 河内守幼名孫六郎沼田城主

— 女子 佐久間民部少輔勝次室後落傍號三見樹院一

— 信政 内記明曆三年家督

— 信重 隼人正、始越後後信頼

第二節 滋野氏

滋野氏

眞田氏は滋野三家^{津、望月、彌}海野、彌の一として名高き海野氏より出でしものと云はる。然し其祖滋野氏の出自に就ては、眞田家に於ても正確な系譜資料を缺いて居たと思はれる。其は寛政重修諸家譜滋野氏眞田の條、及び眞武内傳附録に載する所で判明する。寛政重修諸家譜所載に

はじめ海野を稱し、彈正忠幸隆が時に至り、信濃の國眞田の庄に住せしより稱號とす。

寛永系圖に、土人相つたへて、信濃國海野白取大明神を、滋野氏の祖といはひたてまつるといひ、ま

寛政重修諸家譜
所載眞田氏に關
する疑點

た貞秀親王を滋野天皇と謚し、いにしへより眞田の氏神と稱し、今にこれをあがむ。或はいはく貞秀親王ののち、滋野の姓をたまふものかといへり。今の呈譜は、清和天皇の第五の皇子貞保親王の御子を目宮とし、其子善淵王はじめて、滋野の姓をたまふといふ。今按ずるに、寛永系圖、或は貞秀親王ののち、滋野氏を賜ふものかとうたがひ、今の呈譜は善淵王にはじめて滋野を賜ふといふ。又ある本の系圖にも、善淵王の時滋野姓を賜ふとみえたり。しかりといへども、新撰姓氏錄によるに、滋野宿禰は神かみむすびのみこと魂命五世の孫、天道根命あまのみねのみことののちなりといふ。これによれば滋野は神別にして、皇別にあらず。また文徳實錄に、仁壽二年參議滋野朝臣貞主が傳に、父尾張守家譯に、延曆中滋野宿禰の姓を賜ひ、また仁壽二年十二月大外記名草宿禰安成に滋野朝臣の姓を賜ふ等の事みえたり。これによる時は、滋野氏のおこりすでに久し。しかれども、清和の皇別といふにいたりては、新古の系圖其説をおなじうす。よりにこれにしたがふといへども、寛永の譜、清和の皇子を貞秀親王とし、其男を海野小太郎幸恒とす、貞秀親王紹運錄其他皇胤の系圖等に考る所なし。又親王の子をもつて、小太郎と稱するも不審といふべし。これ全く其間の世系を脱せしならむ。よりに今あらためて幸恒より系を興す。

以上の所載に依て見る時は、滋野氏が清和の皇別なりといふは、何等據る所なしと述べながら、清和の皇別と云ふは、新古の系譜其説を同じくする故、之に従ふと爲し、又親王の子を以て小太郎と稱するも、不審かすと述べ、之れ全く、其間の世系を脱せしならむと云ふなど大に、寛裕の意を存して居るのが見える。

猶寛永呈譜に就き、幕府より不審の點を尋ねられし時、眞田家より

一 滋野天皇信州海野白鳥の庄に明神に祝申付て白鳥の明神とも滋野天皇とも申祝候則家の號氏神此義にて天皇とも申傳候

一 貞元貞秀の義書違候哉久鋪義に候間不存候我等系圖之通を寫し進之候と書き出した。

大日本史氏族志の海野

滋野姓の人にして信濃官人たりしもの

滋野三家

滋野三家系圖

大日本史氏族志には、滋野氏貫于右京伊蘇志臣同祖伊蘇志氏出レ自ニ神皇產靈五世孫天道根命一有ニ朝臣姓一有宿禰姓一、桓武帝時伊蘇志臣東人孫家譯其子右京人貞主改賜ニ滋野宿禰一、至ニ嵯峨帝時、更賜ニ朝臣、朱雀帝時有ニ中務大丞滋野春仁一、一條帝時有ニ大外記滋野朝臣善言一、蓋其後也、後世居ニ信濃一者曰ニ海野氏一と述べ、海野氏を右京貫屬の伊蘇志臣と同祖なる滋野貞主より出てたるものと爲して居る。

滋野氏中で、信濃の官人たりし人々には、清和天皇貞觀十年正月十六日に從五位下滋野朝臣恒蔭は信濃介に任ぜられ、同十二年正月二十五日に、從五位上滋野朝臣善根は、信濃守に任ぜられて居る三代實錄又一説には、天曆四年の頃滋野幸俊は、信濃國望月の牧監に任ぜられたと云ふ。平安時代藤原專權期に入ては、地方官の其任地に土着し、京師に歸らない者が多く成り、其等の中には、地方の豪族となつた者が尠くないので、前記滋野氏も、此の如き事情の下に、北信濃の豪族として、著はるゝに至つたものと思はれる。而して其分脈中、海野を苗字の地とした海野氏、禰津を苗字の地とした禰津氏、佐久郡望月を苗字とした望月氏、など有名となり、所謂滋野三家と呼ばれるゝに至つたと考へられる。次に参考として右三家系圖を掲げて置く。

信州滋野氏三家系圖 群書類從系譜

清和天皇 貞保親王

式部卿、號南陸宮

目宮王

菊宮トモ云、母嵯峨第四惟康親王女

善淵王

從三位、延喜五年始賜滋野朝臣姓、母大納言原昇御女、滋野氏幡者月輪七九曜之紋也、此幡者、善淵王醜嗣天皇御時賜之、此幡蓋幡者、昔垂仁天皇御宇、大鹿島尊日本姫皇女蒙天照大神之神

勅、定伊勢國五十鈴川上御鎮座、天下告之、其時御幡二流自天降、一流者天圓形也、一流者月天七九曜也、内宮外宮御尊形、依厥御託宣、此二幡奉還、内裏三種神器同神殿奉納之云々、而善淵王此御幡賜之者、平眞王將門退治中、橘籠宇治之時、善淵王爲大將、賜御幡馳向逢合戰得勝利、追下將門於關東、其時初賜滋野姓、被任從二位、其子孫海野望月禰津、是滋野三家號、望月紋日輪七九曜、海野六連錢、洲濱也

滋氏王 從五位下院判官代信濃守 爲廣 從五位上號三寅大夫 爲通 從四位下左衛門督

敦重 藏人 爲重 又三郎 僧光 盛弘 久盛

盛忠 芹田七郎、信州依田元祖 朝盛 越前守 長澄 五郎左衛門尉 以蝶花形幕紋トス 子孫多

(海野氏)

海野氏

則廣 從五位下武藏守 重道 野平三大夫 廣道 海野小太郎 幸親 小太郎 保元亂左馬頭義朝爲味方 幸廣

道直 彌津小二郎 以下◎印に

廣重 望月三郎 以下△印に

海野彌平四郎 屬木曾義仲、備中國水島合戰爲大將討死

幸氏 海野小太郎 志水冠者義高ノ伴シテ鎌倉へ下向、義高没落時忠勲被召捕、頼朝却テ感之、賜海野本領、任兵衛尉、日本無双ノ弓名人

長氏 海野右衛門尉 茂氏 信濃守 幸直 海野左衛門尉 頼幸 小太郎、信濃守

堯元 小田切二郎 幸持 會田二郎

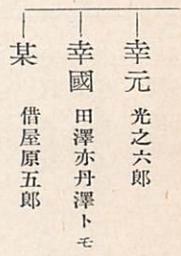
助氏 彌四郎、此子孫在駿河安部

幸春 眞田七郎

幸次 塔原

眞田七郎

小太郎善幸

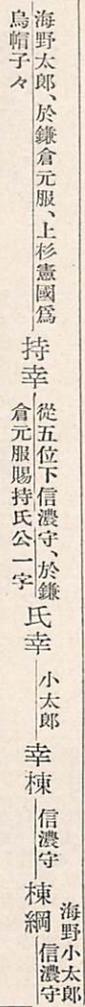


則幸 左近大夫

善幸 海野小太郎、笛吹峠合戰時、宗良親王味方參、任彈正忠

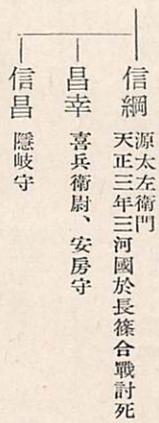
幸房 新左衛門尉

幸義 海野小太郎 憲廣 岩下豐後守



幸義 海野小太郎、左京大夫於信州村上義清合戰討死

幸隆 海野小太郎、成相續、號真田彈正忠、法名一德齋、信州真田居住、屬武田晴信來甲州



張紙

信州海野之白取大明神、奉祀滋野姓祖、土人相傳、貞秀親王奉諡號滋野天皇、自古爲真田氏神、干今賴之、或曰、貞秀親王之後賜滋野姓者乎

彌津氏

清和天皇——貞秀親王——號滋野天皇——幸恒——海野太郎、歷數代有彌平四郎幸廣者、壽永二年備中水島戰之時、爲木曾之侍大將討死、家之紋洲濱、自此代改爲六連錢

◎(彌津氏)

道直 彌津小二郎 眞直 神平 宗直 彌津小二郎美濃守 宗道 小二郎左衛門尉

鷹ニ名譽アリ、自院賜寶珠並御劍

盛貞 大塩四郎

眞信 浦野三郎 時晴 三郎兵衛尉

眞親 春日刑部少輔 眞俊 春日五郎

眞幸 刑部三郎、承久兵亂關東先陣、字治川入水

敦宗 左衛門尉 宗光 神平 光長 神平四郎

法名光佛

光義 三郎大力也 重綱 神平三郎 光賴 彌津美濃守

助義 右馬助

助善 民部允

長重 五郎 此子孫信州淺羽野住

賴直 神平二 時直 彌津神平二 長泰 美濃守 泰綱 美濃守 氏綱 美乃守民部 遠光 從五位下越後守

女子——時貞 上總介 信貞 三郎、上總介 光直 宮内大夫 覺直 宮内大夫 元直 宮内少輔 信直 美濃守

法名龍雲 法名正山 法名竹叟 法名一英 法名元山 法名榮安

望月氏

△(望月氏)

廣重 望月三郎國重 五位藏人 國親 左衛門尉

重忠 治部大夫 重義 望月太郎 左馬頭義朝味方參保元軍功有

行親 根井大彌太 親忠 橘六郎

木曾之土

重隆 三郎左近將監兵衛尉

盛重 左衛門尉 承久兵亂高名アリ

宗重 二郎 重惟 從五位下、越中守

重信 望月三郎光經 遠江守

盛世 對馬守

光盛 望月三郎 光重 右衛門佐 盛昌 昌賴

此系譜には爲道の三子則廣、道直、廣重、海野、禰津、望月の苗字を稱し三家に分れたりとなすも、眞田系圖には幸恒の第二子直家禰津小二郎と稱し、第三子重俊望月三郎と稱し、三家岐れたとして居る。又滋野氏系圖には、重道の第二子廣重望月を稱し、第三子道直禰津を稱せしことに成て居る。けれども何れも皆滋野系なるは一致して居る。此三家中、海野氏は海野莊の下司と成て、勢力を扶植し、望月氏は増田望月系譜に、望月御牧を知行せし者あり、又望月御牧總領と成りし者、あるを載せて居る所を見れば、望月の牧を領して、鹿曲川流域を本據として其勢を伸ばし。又禰津氏は、早く諏訪神氏と成り、其勢力の下に家運繁榮し、三家共に平安時代の末頃より地方の豪族と成り、其子孫も諸方に蕃衍するに、至つたものと考へられる。

眞田幸隆

第三節 眞田幸隆

幸隆箕輪に倚寓す

天文十年海野幸義、村上義清と神川に戦て敗死せしより、村上氏の勢小縣地方に、伸張するに至つたので、眞田幸隆も遂に其勢を避けて、上州箕輪城主長野信濃守業正の許に倚寓した。此頃武田晴信は、

信玄幸隆を招く

甲斐に自立してより、信濃侵略を志した。此時幸隆が浪々と成り箕輪に在るを聞き、窃かに之を招いた。幸隆は之に應じて甲斐に赴いて武田に仕へることゝなつた、天文十三年の事である。

幸隆舊地に復す

幸隆千貫の地を宛行はる

武田晴信は、幸隆の大に用うべき、人物なるを知り、譜代の家臣同様に優待信任した。幸隆も三代相恩の如く能く仕へて其知遇に應へた。天文十四年武田の勢力小縣方面に伸ぶるに至り、幸隆は舊領眞田の地に復歸するを得た。滋野通記天文十五年幸隆信州小縣郡松尾の城に歸城を爲す幸隆此所に居り武田氏の北信經略を贊翼する所多かつた。天文十九年信玄は幸隆年來の忠信を賞し、千貫文の知行宛行を約諾した。

其方年來之忠信祝着候、然者於本意之上、諏訪方參百貫並横田遺跡上條都合千貫之所進之候、恐々謹言

天文十九庚戌七月二日

眞田彈正忠殿

晴信 (花押)

(河原綱徳所藏)

此文書の諏訪方は今の上田市諏訪形で、上條は甲州巨摩郡武河筋に在り、武田の南に當り。今旭村と稱す。横田の遺跡とは、横田備中守高松の遺跡であらう、横田氏の中では高松以外には、天文十九年七月頃に著はれた人は無かつたのであるから、しか考へられる。若し此推定の如くならば、横田備中守高松の戸石城攻圍戰に討死したのは、天文十五年の戸石合戰で、妙法寺記の天文十九年九月一日では無い事となるのである。

天文二十二年八月武田軍が埴科郡東條尼飾城攻圍の時、「遠慮無く計策をめぐらして、片時も早く落城せしめよと申送り又元龜三年、上州白井城しろがらの陥りし時、「一德齋計策故白井不日に落居、大慶に候」と申送て居る、此等信玄の書状を見る時、幸隆の智略は信玄の敬重する所なりしを察することが出来る。信玄の死後勝頼の代にも亦大に重んぜられた事は、天正二年勝頼より遠州高天神城攻めの戰況を報ずると同時に、幸隆の病状や、快方に越きしを喜んで次の如き書面を幸隆に送て居る。

勝頼亦幸隆を重んず

被_レ入_二御念_一節々脚力到來珍重候、如下顯_二先書_一候上當城隨分
無_二油斷_一諸口相構候故、本二三之曲輪堀際迄責寄候、落居
不_レ可_レ過_二十日_一候、唯今雖_二種々惘望_一候、不_レ能_二許容_一候、
然而僥倖軒醫療故、一德齋煩少々得_二驗氣_一之由大慶候、猶
其城用心無_二疎略_一、肝煎頼入候、恐々謹言

五月廿八日

勝頼(花押)

眞田彈正忠殿 甲府

一德齋は幸隆薙髮後の稱號である。武田信玄卒去の翌年、天正二年五月十九日年六十二で病歿した、遺骸は小縣郡眞田長谷寺境内に葬つた。法名は笑傲院殿月峯良心大庵主と云ふ。

幸隆墓寫眞

向て中央なるは幸隆

左方なるは幸隆夫人

右方なるは昌幸

眞田信綱

第二章 眞田源太左衛門尉信綱

一德齋幸隆に四男あり嫡子信綱其家督を相續した



(眞寫墓隆幸田眞)

幸 隆 信 綱 源太左衛門尉

昌 輝 兵部丞

昌 幸 始甲州武藤家を継ぎ、武藤喜兵衛尉と稱した

信 尹 始加津野家を継ぎ、加津野市左衛門と稱した。寛政重修諸家譜信昌と爲す

眞田源太左衛門
二百騎

信綱は若年より力量人を超え、驍勇にして、武田信玄勝頼二代の間、諸處の戦功頗る多かつた。軍鑑に信州先方衆の内に、眞田源太左衛門二百騎とあり、甲州譜代郡内の小山田彌三郎と、同數の兵を預けられ、信濃衆中の隨一の將であつた。父幸隆在世中、既に父と共に、重視せられて居たことは、永祿十二年十二月、武田信玄が、遠く駿州より、蒲原城の落居及び其後の處置に就き、幸隆信綱父子の名宛にて、態々報告せるに依て、察する事が出来る。

今六日蒲原根小屋放火之所、在城之衆悉出會城主始清水猪之助不殘討取、本城江は山縣三郎兵衛相移、此表可_レ遂_二本意_一候、可_レ御心易_一候 恐々謹言

十一月六日

一德齋

眞田源太左衛門殿

(眞田家御事蹟稿)

天正二年家督を續ぎ翌三年には、長篠戦に於て戦歿し、治世の間は短かつた。故に信綱の出した判物は甚尠ない、左記四阿山別當職安堵の狀は、唯一の信綱自筆の文書で、貴重な者である。

四阿別當之事前々如_二出置_一蓮花院向後異議有間敷候、於_二様躰_一者、大熊伯耆守可_レ申者也仍如件

天正貳年^甲 戌壬十一月十一日

眞田源太左衛門尉

信 綱 (花押)

眞田氏最古の文
書

當蓮花童子院

(山家神社文書)

信綱昌輝兄弟戰死

天正三年弟兵部丞昌軍鑑、眞田兵部五十騎と共に、勝頼に隨て參州長篠に出陣し、五月二十一日武田軍の右備として進み、柵を二重に設け堅固に構へたる織田信長の陣地を攻撃して、兵部昌輝は柵一重打ち破り、二重目の柵まで押進み、敵數多討取り、信綱は青江貞次の鍛えし、三尺三寸餘の大刀を提げて奮戦したが、敵の打出す鐵砲のため、兄弟共に深手を負ひ、遂に戰場の華と散つた。信綱は時に年三十九歳の働盛りであつた。法名は大室道也大居士と號し、其牌處は眞田郷信綱寺である。

己上

信綱寺は信綱の碑處

信綱寺之儀道也爲牌處建立之上者、向後不可有相違候、然者寺役等可致容赦候恐惶敬白
文祿三年甲午十二月廿七日 昌幸(花押)

順京和尚

衣鉢閣下

は之を證するものである。道也は信綱の法號。

傳へ云、信綱戰死の時、其家臣白川某信綱の遺骸を奉じて信州に歸り、眞田打越寺の境内に葬り、己れも亦之に殉じたと云ふ、後年寺堂再建の際、其墓所移轉の要ありて、發掘せしに、鐵鎧の胴を得、信綱戰死當時、着用せしものとなす。弘化年間、松代藩主眞田幸實、祖先墓參のため、眞田に來りし時、其鎧を納むる箱を、信綱寺に寄附した。

第三章 眞田安房守昌幸

眞田昌幸

第一節 眞田昌幸の眞田家相續

昌幸武藤家より眞田家に復す

昌幸の誕生は、天文十六年で、長じて甲州武藤家の名跡を續ぎ、武藤喜兵衛尉と稱した。天正三年五月長篠合戦に、信綱昌輝の二兄戦歿せしを以て、勝頼の命に由り、元の苗字眞田に復姓して、眞田家を相續し、兄の遺領を相違なく與へられた。依て此年の冬、領内に安堵の狀を出した、山家神社所藏、四阿別當職安堵の證文は、其一例である。

昌幸安堵の狀を出す

四阿別當之儀、自_レ信綱_一如下被_レ相渡_一候上、自今以後聊不_レ可_レ有_レ相違_一候、然者相應之修理等勤仕肝要候、猶大熊出羽守可_レ申候、仍如件

天正三年_{乙亥}

十一月十七日

頼 甚

昌 幸 (花押)

(山家神社文書)

昌幸安房守と稱す

天正五年諸太夫に任じ、安房守と稱した(眞武内傳)と(松代町史天正八年とす)といふも、天正四年正月、眞田安房守奉之の武田文書があるので、昌幸は天正三年、本姓眞田に復した時より、安房守と稱したと思はれる。

第二節 昌幸の北上州經略

昌幸北上州經略の任に當る

昌幸は小縣郡眞田郷に居り、勝頼の倚托に依りて、北上州方面經略の任に當り、天正四年吾妻の豪族、海野長門守幸光其弟能登守輝幸等に策を授け、吾妻郡岩櫃城主齋藤攝津守を追ひ出して、其城を占領した。勝頼は海野兄弟の功を賞して、岩櫃城の城代とした。羽尾記、武田文書

此度其方働を以而、岩櫃城代齋藤攝津守無事故、追出之條、注進神妙之至候、因、茲右城代申付候、且湯本、鎌原、横谷、西窪井植栗池田は各別に候間、不_レ可_レ爲_レ旗下一、其外郡中之諸士、其方可_レ爲_レ支配_レ候間、可_レ被_レ致_レ懇切_レ候、若違犯之輩有_レ之者可_レ訴候可_レ加_レ下知_レ者也、仍執達如件

天正四年正月十五日 勝頼 朱印

眞田安房守 奉之

海野長門守殿
同 能登守殿

(眞田家御事蹟稿)

沼田城

其後八幡山の砦、小川の城などを攻略して、將に沼田城に迫らうとした。先_レ是天正元年に、沼田城主沼田萬鬼齋親泰、及其子景義が、沼田を去つて會津に逃れた後、上杉謙信は其臣上野中務大輔及藤田能登守をして、沼田城を守らせたが、上野は謙信の歿後越後に歸り、藤田信吉のみ沼田に在城した。其後越後に於ては、謙信の死後、景勝、景虎兩人の間に家督争が起り、景虎は遂に敗死した。是が原因となつて、北條上杉兩家仇敵となり、小田原の將武州鉢形城主北條安房守氏邦は、大兵を率ゐて沼田を攻め藤田を降し、再び藤田をして、城代たらしめた。

北條上杉敵となる

藤田能登守は、眞田昌幸が漸く其勢を伸して、沼田に迫らんとする形勢を見て、此頃は先に景勝景虎相争つた時勝頼は景勝を助けたのが原因で、武田北條の之を鉢形に注進した。氏邦は報に接し、天正八年六月軍を率ゐて援に赴き、北條氏二家は敵となつて居た之を鉢形に注進した。

沼田城武田領と
なる

藤田信吉沼田城
代となる

直も親ら小田原出馬に及び、大軍を以て沼田表に押し寄せた。昌幸は早速此由を甲府に報じたので勝頼は軍を率ゐて、親ら昌幸救援の爲めに沼田表に出馬した。此時氏直は、何故か沼田の守を嚴重に申付けたる後、小田原に歸城した。依て昌幸は甲州勢と力を合せて、沼田城を攻撃したが、天險無比の城で、容易に陥れる事が出来なかつた。そこで、昌幸は、藤田能登守が北條氏邦に對し、含む所あるを察し、弱かに利害を説いて、武田に屬する事を勧めた。藤田は遂に其勸説に動かされて節を變じ、城外の寄手に内應して、城内から北條軍を攻撃したので、北條の留守隊は遂に敗退した。北條方から沼田城を取つた後、沼田一圓を武田氏より眞田昌幸に與へたとの説あるも、天正九年辛巳七月十日、眞田昌幸より次田新左衛門尉に與へた感狀に據ると、其は間違で、沼田城が武田所有になつた時、勝頼は藤田能登守信吉に沼田地方過半の地を與へ、且眞田と共に、沼田城を守らせたのである。

先年不動山乗執、剩川西へ被_レ退候條、忠節無_二比類_一候、然而倉内本意之上、望之地雖_下可_二相渡_一候上沼田過半、藤田能登守依_二忠勞_一被_二下置_一候條、無_二是非_一候、武、上御本意之上、一所申成可_二出置_一候、先爲_二堪忍分_一於_二南雲之内_一信州積廿貫文所出置候者也仍如_レ件

天正九年辛巳七月十日

次田新左衛門殿

昌幸 朱印

(次田文書)

勝頼北上州の經
略を昌幸に委任す

昌幸は沼田の地全部は與へられなかつたが、天正九年六月、甲府から上州吾妻に歸る時、勝頼が昌幸に渡した條目を見ると、北上州經略に就ては篤く昌幸を信じて、其一切を舉げて委任し事に當らせた事がよく判明る。

龍丸
朱印

條目

一 歸城之上吾妻用心普請無_二疎略_一可_レ被_二申付_一之事

付 中山之事

一 猿京用心普請仕置以下入_レ干_レ念可_レ被_二申付_一事

付 庭谷自身斗休息事

一 沼田城普請仕置以下嚴重ニ可_レ被_二申付_一人之儀當年者赦免候之間、自_二領主_一可_レ被_二相雇_一事

付 九人衆事

一 沼田知行割之模様能々被_二聞届_一各不_二恐怖_一樣可_二策謀_一事

一 二ヶ條之密計無_二由斷_一調略專一候事

一 佐竹奥州一統之由其聞候、然者分國中往還無_二異儀_一樣可_レ被_二相談_一事

付 會津表同前事

一 當番衆之普請糺明事

一 來調儀之支度不_レ可_レ有_二由斷_一事

付 沼田衆同前事

一 後閑橋事

一 庄内諸法度以下自_二前々_一如_二定法_一可_レ被_二申付_一之事

一 藤田可遊齋渡邊居住地事

一 一宮御社領事

付 在口上

一 野馬事

一 早馬事

以上

沼田景義

昌幸海野幸光輝
幸兄弟を殺す

海野兄弟の死



(眞田伯爵家所藏)

六月七日

眞田安房守殿

是より先に、會津に倚寓して居た沼田平八郎景義は、其後會津より上州に歸り、新田郡金山城主由良信濃守國繁の許に在りしが、舊領沼田を回復せんと欲し、舊臣等を糾合して、俄かに沼田に攻め寄せんと企てた、沼田の守將海野輝幸、藤田信吉等は、此事を眞田昌幸に急報した。昌幸は急ぎ岩櫃に出張し、後窃かに沼田に赴いて海野藤田兩人と相謀り、天正九年三月十五日景義を誘致して之を斃した。後昌幸は景義の遺骸を下沼田に葬り、供養の爲めに、法喜院を建立した。(關八州古戦録、加澤記)

此後海野長門守幸光は岩櫃の城代を、弟能登守輝幸は藤田と共に、沼田に在城して、兄弟の勢甚だ強かつた。然るに天正九年十一月、海野氏の支配外とされて居た、吾妻の鎌原、湯本、池田、西窪、横谷、浦野七人の地土は、連名で海野兄弟に異志ある旨を、眞田昌幸に密告した、幸光は昌幸の叔父、矢澤薩摩守綱頼の女婿であるので、昌幸は先づ綱頼に談合した、矢澤も大に驚いたが、不義を企つる以上、姻戚の者とても、許容すべきでない、宜しく討伐すべきであると、申し出た。依て昌幸は大に安心して、早速弟信尹に兵を授けて、上州に赴かしめ、先づ岩櫃城で長門守を斃し、次いで輝幸父子をも斃した。此は天正九年十一月二十三日の事であつた利根郡誌。案するに、此時海野兄弟は、叛逆の心ありとの明證もないやうである。ことに輝幸は、一時難を避けて、後日我窺を雪ぐべしと、迦葉山に逃れた點などから考へて見ると、或は昌幸が、海野兄

弟の強盛は、自分が北上州を意の如く經略するに都合が悪い所から、構えて此に至つたのではあるまいか。

第三節 岩櫃籠城準備

岩櫃籠城の用意

織田信長武田氏
を伐つ

昌幸勝頼を我居
城に奉せんとす



松代町浦野種司氏藏

天正三年五月武田勝頼長篠に於て、徳川織田二氏聯合軍の爲めに大敗し、老臣宿將多く戦歿し、武田氏の武強、また昔日の如くでは無くなつた。此を察して織田信長は、天正十年徳川家康の参加を促がし、武田氏討滅の軍を起し、兵を信濃、駿河より進めた。武田方では、勝頼の妹婿穴山信君、先づ畝を敵に通ずるといふ有様で、沿道の諸城皆降り、勇敢に防守したのは、仁科五郎盛信の守つて居た、伊奈郡の高遠城唯一つであつた。かくて敵軍の甲府までの進入は、目捷の間に迫り、然かも、人心既に武田氏を去つた今日では、新府城に據つての拒守も覺束ない状況であつた。眞田昌幸は此を察し、我が居城上州吾妻の岩櫃城は、要害堅固であり、且勝頼公の御馬廻り小姓位の程の人数は、三年や五年の間、

賭ふことも出来る。又當時上州箕輪の城には、内藤大和守が居り、信州小諸の城には、武田典厩信豊が在城して居るから、吾妻に赴かれる路次も安全である。故に一時難を、我居城吾妻の岩櫃城に、避けられてはと進言した。大和も典厩も之に賛同し、勝頼も此を許容した。そこで昌幸は籠城の準備をして、勝頼を迎へる爲めに、急いで夫人以下の者を引連れて、甲府を立退いて、上州に歸つた。岩櫃までの路次は、眞武内傳に「眞田昌幸は内室其他を引連れて沼田へ退き玉ふ、小室の上草津街道に掛り玉ふ」とあれば、沓掛から淺間山麓を経て、大笹の方へ出たのであるが、途中随分難儀して、漸く歸つたのである。昌幸は岩櫃歸着後、城内を見立て、勝頼を奉すべき屋敷を構えたり、又當時沼田城の守將、矢澤薩摩守綱頼に命じ、役立つ浪人を召し抱へ、人數の不足無きやう、命ずるなど、籠城の準備に、夜を日に繼ぐ有様であつた。

白根之地四拾貫文所被_レ相殘、其外者其方以_レ眼力、各令_レ配當、其地御番當時御用_レ被_レ立候者共、可_レ被_レ召集_二者也、仍如_レ件

眞安

昌幸(花押)

天正十年_{壬午}三月六日

矢澤

御宿所

(松代町矢澤頼道氏所藏)

其元被_レ指置_二候牢人衆御扶持、御城米を以可_レ被_レ相渡_二候、就而我等領所之内、何方成共牢人衆被_レ出、其他人數不足無_レ之様ニ可_レ被_レ申付_二候委細久助可_レ申候、恐々謹言

三月六日

眞安

昌幸（花押）

矢 薩

（同 上）

（附記） 此文書中の久助は正村久助である。

小山田信茂勝頼
に叛く

武田氏亡ぶ

織田信忠信茂等
を誅す

武田の遺臣眞田
氏に歸するもの
多し

勝頼滅亡當時眞
田昌幸と北條氏
との關係

然るに、武田勝頼は武田譜代の臣なりとの理由で、郡内の小山田彌三郎信茂の言に従ひ、其居城岩殿山に難を避くることとなり、新府城を擲き拂つて立ち退き、郡内に赴かうとした。然るに小山田は逆心し、笹子峠に拒で、入れなかつた。爲方せむかたなく、勝頼は夫人北條氏及子信勝等と、田野の天目山に逃れたが、信長の將瀧川一益等の追撃に會ひ、其所で壯烈悲惨な最後を遂げ、武田氏は茲に滅亡した。天正十年三月十一日である。後織田信忠は、小山田信茂の所行を惡み、甲府の善光寺に於て、其老母妻子と共に處刑した。恰も平重盛が、主君源義朝を殺した長田忠致を誅したと、同一軌である。

武田氏滅亡の際に、昌幸の義烈に感じ、武田家臣の中で、眞田の臣下となりしものが尠く無い。小山田壹岐守政誠、原監物、羽田筑後、板垣修理、内藤五郎左衛門、大熊五郎左衛門、瀬下若狹等の人々は、其れである。此際吾妻地方の武田衆は、悉く昌幸に屬いた。眞田の強を致した、原因の一つは茲に存する。

武田勝頼の亡ぶる時と前後して、眞田昌幸と小田原北條氏との間に、交通交渉があつた。昌幸は武田滅亡の、三月十一日以前に於て、當時小田原に屬して居た、上州勢多郡發崎城主、長尾入道憲景長尾憲景は上杉景勝と謙信の養子景虎と相續の争をした時景虎の味方であつたから其後小田原に屬した）に書を送つて、北條の配下に屬し、忠勤を抽んでたいと、申送つたのである。其書面は何時頃出したか分明でないが、多分三月三日勝頼が新府城を落ちて、郡内に赴くやうになつた事を、知らなかつた時であつたと思ふ。其昌幸の書狀の赴は、鉢形城主北條氏邦まで傳達され、其に依て北條氏邦は昌幸の所へ、「未だ申通じた事は無いが、一書を送る、發崎へ送つた、昌

幸の書状を見たが、甲府の御仕合は、まことに是非ない事である。此以後氏直に忠信を盡すは、此時である、といふ意味の書状を、三月十二日(即ち武田滅亡の翌日)の日附で出して居る。

北條安房守氏邦密書

北條氏邦書を昌幸に送り氏直に忠信を勸む

雖未申通候啓述候仍八崎長尾入道江兩度之御狀披見紙上之趣誠簡要至極存候今度甲府御仕合無是非一候然に氏直各御譜代之筋目付而箕輪之各和田先忠被成候貫所江も自箕輪可有意見一由候ソル間、如何ニモ最之段令返答一候然處八崎江御狀共令披見一候間此度申入候氏直江御忠信此時相極條恐々謹言

安房守

三月十二日

氏邦(花押)

眞田殿

御宿所

(上田市腰原文書)

昌幸が北條に屬したいと申入れたのは、武田の家運も、最早救ふことの出来ないのを見抜いて、早く自家安泰の道を講じての事であるか、又當時北條氏は、景勝、景虎相續争の時、武田勝頼は景勝を助けたので、武田と敵になり、織田に力を協せて、武田氏に對つた。けれども、武田氏が滅びた後、織田の爪牙は自分に向ふだらう位の事は、考慮して居たであらうし、あまり力にならぬことではあるが、兎に角氏政から見れば、勝頼は女婿である關係上、昌幸は此時、北條配下になることを申し込んで、岩櫃籠城の節、小田原が援助、若し其が叶はなければ、中立的態度に出て貰ひたい、要するに岩櫃籠城に有利な行動を執るやう北條氏を動かす手段としたのであらう。

第四節 昌幸織田氏に屬す

眞田昌幸が一德齋幸隆以來受けた武田氏の洪恩に報るんとて、折角計畫した岩櫃の籠城も水泡に歸し、主家武田氏は滅亡する、織田氏の勢は旭日の如くで、部將瀧川左近將監一益は上州麩橋に在城して、信州南東佐久小縣方面をも支配する事と成つたので、昌幸も遂に其節度を奉ずるに至つた。此時昌幸の持城沼田城は、越後上杉氏に對する重要な地點なるが故、一益は之を收めて其將瀧川儀太夫益俱を其城代として、之を守らせた。依て一時沼田城は眞田の手を離れたのである。

第五節 信長死後昌幸の動行

信長死後當初昌幸の劃策

然るに、同年六月二日、織田信長は其臣明智光秀の爲めに、京都本能寺に於て弑せられ、天下の形勢は逆睹し難い状態となり、隨て關東方面の形勢も、亦異變あるは當然である。眞田昌幸は其異變に處するには、自己の勢力を扶殖強固にして置くことが尤も緊要なりと察し、同年六月十日には、眞田郷に於て勢力ある、白山寺に寺領を寄進して、其心を攬り、十二日には、吾妻の地士恩田伊賀守が、向後昌幸に忠勤を勵む旨を、申出でたるに對し、其本領の還附を約し、先づ當座の堪忍分として、信州上條之内にて三十貫文、上州沼田方面にて、向發地の内六貫文の地を與へ、猶戰功次第、一ヶ所の地を出すを約した。

白山寺々領寄進
恩田伊賀に知行
を宛行ふ

四阿山守之役並天箱之屋敷壹間、白山爲ニ造營一令ニ寄附一之者也、仮如件

壬午六月十日

昌幸 (朱印)

寶藏院

(小縣郡山家神社文書)

向後可_レ致_シ勳忠勤_ニ之旨候之間本領可_レ返進_ニ之候先爲_ニ堪忍分_ニ信州上條之内三十貫文并沼田向發知之内六貫文進_レ之候尙依_ニ忠節一所可_レ渡進_ニ之候 恐々謹言

天正十年 壬午

六月十二日

恩田 伊賀守 殿

眞田

昌幸 朱印

(恩田文書)

小縣方面の地主眞田昌幸を推して大將とす

常田圖書

かかる時、信州小縣方面の地主衆の代表の使者が、昌幸の居城上州岩櫃に來て、昌幸を自分等大將として、推戴したいと申入れた。此事の次第を、土塊鑑に據て記して見ると、「天正十年の四月、武田家の滅亡の後、信州の諸將諸士或は誅せられ、或いは遠國に逃れ、隠れて在所に居る者とても水に離れた魚の如く、此後如何に成り行くかと、案じ煩つて、薄き氷を踏む心地で、潜んで居つた處、六月に入つて、信長京都本能寺で生害との由を聞き、小縣佐久あたりに、隠れ潜んで居た地主衆が、六月十二日海野の白鳥明神の祭禮の折、神前に會合して、酒など飲み、踊り戯れ遊んだ後、集つた人々の話し合ふには、此世の中は近い内に、必ず大變が起る、其時こそ、吾々の身の安否の、極まる時である。然し其時に、諸衆を統率する大將が無ければ、衆議まち／＼で、大事を成すことは六ヶ敷い、けれども、今其大將たる人が無い、其故事の成功するまでの大將を、此内から選んで立てるがよい、といふ事になり、誰がよい、彼がよいなどと、云て居る時に、常田圖書常田出羽守の子が、自ら其れ位の間の大將ならば、誰でも同じ事だから、我を大將にして呉れと申出た、各々の者、之れに應じていふやう、望とあらば、其方を大將にしても宜しいが、其方のおとな何某は、日ごろ高慢な男である、若し御身が大將にでもなつたら、其男の高慢は、いやまし増長するだらうから、其方をば大將にすることは出來ぬとて常田を斥けた。然らば、鬪取で極めるか、入札選舉にするかなど、意見區々で、容易く決定しなかつた。其時、年取つた四五人の者の云ふやう、眞田安房守は、今上州岩櫃の城に居られる、此人は當地の領主であり、

且智勇才幹大將として、何不足の所は無い、故に此安房守に談合して、大將に成つて貰ふがよい、一座の人々異口同音、其は尤と賛同し、評議忽ち一決し、早速代表の使者を、岩櫃に立てたのである。」

昌幸は仕合よしと、其推戴を許諾して、請はるるままに信州小縣郡戸石の城に移つて、其等の人々と主従の約を結んだ。此は此當時の形勢から推し考へて、事實と思はれる。

鎌原宮内少輔重春

上州吾妻郡鎌原の豪族、鎌原宮内少輔重春は武田信玄に屬し、働の多かつた、中々偉い人であつた。此重春は眞田昌幸が、岩櫃に居つた頃から、其臣下となり、天正十年三月昌幸が甲府から上州岩櫃に歸る途中、出でて之を迎へた事もあつた。此鎌原宮内少輔は本能寺の變後、關東の狀勢に變異あるべきを察し、眞田昌幸に書を送つて、早く吾妻利根の方面に出動して、經略の地歩を進むべきを勧めた。昌幸は返書を送て、御指圖に任せて出陣する、此度思ふ存分の仕合であつたならば、自分領分内で、一千貫の地を出すから、萬事の世話を頼み入ると申送つた。

鎌原重春昌幸に出動を勸む

今般任ニ御指圖、令ニ出陣候之條、於レ如ニ存分ニ者、於ニ領分之内ニ、千貫文之所可ニ進置ニ之候、萬端御肝煎憑入候 恐々謹言

天正十年^{壬午}六月十六日

眞田

昌幸 (花押)

鎌原宮内少輔殿

(眞田文書集)

瀧川一益西上の道筋

瀧川一益は六月七日京都の變報に接し、十九日小田原北條軍と武藏金窪原に戦つて敗れ、厩橋に退き、二十日主君信長の、弔合戦を爲さんとて、西上の途に就いた。

眞武内傳に、「一益亡君爲弔合戦ニ可ニ上洛」と議す、因レ茲上州諸將眞田領沼田へ送る、七月二十六日信州上田を通る、眞田も不變出向て木曾迄送ると云ふ」とあつて、一益西上の途次、上田を通つたとしてある

が、關八州古戦録には、「一益六月十九日戰敗れ既橋に歸り廿日告別の宴を催し晨雞の聲と共に廿一日既橋を立ち出で、松井田にて津田小平次、稻田九藏が勢一千余騎を召連れ、碓氷峠を越信州小諸に着馬道家彦五郎の所に一日逗留の間、關東の人質を差戻して、見送の人々に色代し、是より在々所々へ返さしめ、諏訪より木曾路を経て、七月朔日伊勢國の領分唐檀島にこそ着にける」と記して居るが、此方が事實であらう。

此時沼田城代であつた、瀧川益俱も引き上げたので、沼田は明城と成つた。當時岩櫃に居た眞田信繁（利根郡誌）は、早速此事を昌幸の許に注進した。昌幸は上州出陣中の弟信尹を遣はして沼田城を占領させ、矢澤薩摩守に此を守らせた。そして又此年六月、上州草津の豪士湯本三左右衛門尉に、土地を興へて、約束の如く吾妻城に赴き、堅固に守るべきを頼み入れて、早く北上州經略の地歩を進めた。

直談如し申、早々吾妻着城堅固仕置任入候、仍龍善坊指置之地除之、西中條之地先々爲_三堪忍分_二進_一置之候 恐々謹言

壬午六月廿一日

昌幸

(衍カ)

湯本三左右衛門尉殿

（熊谷文書）

信長死後眞田昌幸の去就

昌幸上杉景勝に屬す

織田信長の死後、上州の瀧川一益も、川中島の森勝藏長可も、伊奈の毛利河内守秀頼も、小諸の道家彦八郎正榮も、皆追々に上洛し、甲斐の河尻肥後守秀隆は殺され、甲信兩國は、一時無主状態の地となつた。此時に乗じて、上杉景勝は川中島に打入り、此地を押領した。眞田昌幸も勢を察して、之れに屬した。昌幸が上杉景勝に屬した事の證據は、天正十三年七月十五日上杉景勝から、矢澤薩摩守綱頼に送つた書狀に據て明かである。然るに小田原の北條氏直は、六月瀧川一益の軍を撃破し、其勢に乗じて、信濃を略せんと欲し、七月上旬に大軍を率ゐて、碓氷峠を越えて、信濃に入つた。小分限の哀しさに、到底

其大勢力には敵すべきもなく、又前々の關係もあつたので、昌幸も室賀氏等と共に、北條方となつた。天正十年七月廿六日附で、眞田昌幸の將矢澤薩摩守に出した、北條陸奥守氏照奉の、北條氏直の證文に據つて證することが出来る。

北條氏直朱印狀

北條氏直矢澤薩摩守に千貫文の地を宛行を約す

此度眞田依_ニ忠信_ニ證人指上候、神妙被_ニ思召_ニ候、仍信州奥郡川東於_ニ井上之内_ニ千貫文遣_ニ之候、彌抛_ニ身命_ニ可_ニ走廻_ニ旨被_ニ仰出_ニ狀如件

天正十年 壬午

宋印

陸奥守 奉之

七月廿六日

矢澤 殿

(矢澤文書)

氏直川中島に進出す

氏直は、上杉の手より、川中島の地を奪ひ取らうと、川中島迄進出した。關八州古戦録に據ると、北條軍八萬五千、上杉軍八千餘、雨宮渡を隔て、對陣數日に及んだ、眞田安房守、小幡上總介等は、氏直に味方は客戰、然かも大軍なれば、徒に對陣して居るのは、軍衆の疲れ軍糧の費、味方の爲めにならぬ、依て速かに此方から、一戰仕懸けるが宜いと説き勧めた。氏直は之に答へて云ふやう、景勝などは踏潰さうと思へば、何時でも出来る、故に彼をば捨て置いて、是れより甲駿二州を切取ることを、先に爲やうとて、我より先づ發して、敵を撃つ策を容れなかつた。依て昌幸等は、甲州方面は徳川が逸早く人を遣はして、地下の侍衆を召出し本領安堵の書付證文を與へ、甲州を其手に入れやうと、手遣ひ専らりと聞いて居る、若し最初から、甲駿二州を手に入れんとの考ならば、上州表から直ぐに、甲府へ押し入つたなら、早速の利運となつただらう、川中島まで軍を進められたのは、無益の行動であつた旨を述べたが、氏直は徳川家康を左程の強敵とも思はず、昌幸等の進言を用ゐないで、川中島の陣を引き拂つて、佐久を通つて甲州に進入することにした、とある。

氏直昌幸等の進言を用ゐず

佐久小縣方面で、早く徳川家康に屬いたのは、武田の臣下としても、立派な行動をとつた、依田信蕃であつた。

此依田信蕃は、天正十年武田氏滅亡の當時、駿州甲中城を守つて居た。徳川家康は大久保忠世を、信蕃の許に遣はして、勝頼没落の事を告げて、開城をすゝめさせた。其時信蕃、之れに答へて云ふ、我はたゞ、此城を堅固に守るの外は何事も知らぬと、開城の勸告を拒絶した。家康は穴山梅雪に書を遣はして、信蕃に諭させた、信蕃は穴山の書を見て、遂に城を大久保忠世に致して、甲州に歸らうとした。此時家康は我が味方になるやうに説すゝめたが、信蕃は、「我は未だ主君の存亡を、確めもしない、其時に、何んとして自分一身の計を爲さう」といふて家康の勧めを斥けた。信長死するに及び、大久保忠世は、若し信濃を經略しやうと思ふならば、宜しく依田信蕃の如き義烈の士を、信濃の故地に復歸させて、其地方を略定させるがよいと、家康に進言した。家康は此議を尤として、信蕃を佐久の春日に歸らせて、活動させることゝなつた。

第六節 昌幸徳川氏に屬す

信蕃は武田に盡せる如き奉公心を以て、家康に忠勤を勵んだ。家康が佐久小縣方面を、其手に入れることの出來たのは勿論、北條氏直の勢を殺いで、甲斐侵入を中止させるやうにしたのも、此人の力が大に與つて居るのである。信蕃は徳川の勢力を、小縣方面まで伸ばすには、眞田昌幸を味方に屬せしむるにあらざれば不可能なるを察し、眞田を徳川に屬せしむるに盡力した、芦田記に

天正十年壬午秋より依田右衛門佐計策を以て眞田安房守引付申候此儀信州にて眞田安房守大名と申殊先年の時分武田信玄公使番其節は眞田喜兵衛武邊の行をも見聞申候儀に御座候故右衛門佐も其所を存寄眞田をさへ味方に付候へ、殘侍共手にたつ義にて無御座候間其所を存先眞田方へ午の秋津金寺と申

眞田昌幸北條氏
を去て徳川氏に
屬す

依田信蕃の斡旋

出家を遣し眞田對面具に右衛門佐方へ返事御座候就其二度目ニ依田十郎右衛門と申者を眞田へ遣はし彌和談ニ仕三度目に眞田安房守自身芦田小屋之麓まで參候右衛門佐も芦田小屋より罷出眞田ニ對面仕直々良久敷談合御座候其時右衛門佐申様家康様へ深く存寄候へ、起請文を以申上可然と好被申候へは眞田尤と同心仕候則證文を上申候此時眞田望ニ乍恐家康様御起請文申請度由申ニ付右衛門佐方より眞田上申候起請文を乍持新府へ使を越眞田望之段を申上候處家康様殊之外御満足被爲成家康様の御起請文を眞田へ被下候是を持右之使新府より罷歸候、扱右衛門佐手前之起請文をも相添、眞田方へ爲持遣申候眞田別而忝奉存候而御起請文頂戴再三拜見仕由申候、其後眞田ニ一郡可被下御約束にて御座候つる由承及候

此芦田記に據ると、眞田昌幸が徳川に屬するに至つたのは、一に皆依田信蕃の力の如くなるが、昌幸が家康に屬くまでには、他に大に盡力した者がある。其は昌幸の弟加津野隱岐守(後の眞田隱岐守信尹)で、加津野が眞田徳川兩家の間に立つて、斡旋盡力した事は家康から加津野に送つた書狀の中に「此節房州被對當方へ一遂一味可有御忠信旨預使札候萬事其方取成故如此落着候」とあり、又柴田七九郎康忠から、加津野に送つた書面に「今度貴殿以御才覺眞安被對家康可有御一味旨蒙仰候無類之御忠信候」とあるのが何よりの確證である。

急度以使者令申候、仍今刻房州當方御一味之事、万々其方御才覺故候、彌別而御入魂可爲快悅候、然者爲音信金子五十兩進覽候、表一番計候、猶以委細杉浦宗左衛門可申候、恐々謹言

九月廿八日

御書御判

加津野隱岐守殿

此節房州被對當方へ一被遂一味、可有御忠信旨預使札候、萬事其方御取成故如此落着候、眞以祝着此事候、彌以來之儀無二御入魂可爲本望候、將亦氏直於手切之儀、依田、曾根各被

眞田隱岐守の斡旋

相談、可_レ然様任入候、委曲相含_ニ使者口上_一候、恐々謹言

九月廿八日

御書御判

加津野隠岐守殿

御懇札忝次第候、内々從_ニ此方_一可_レ申入_ニ候處、相互御隱密之儀候間無_ニ其儀_一候、然者今度貴殿以_ニ御才覺_一、眞安被_レ對_ニ家康_一に、可_レ有_ニ御一味_一旨蒙_レ仰候、無類之御忠信候、家康之義へ不_レ及_レ申、於_ニ各々_一大慶不可_レ過_レ之候、彌其元如何計御肝煎御手切之行專_一に候、如何様いる諸餘可_レ申述_ニ候、猶向後相當之御用等聊疎略不_レ可_レ存候、恐々謹言

柴七

十月十日

康忠書判

加隱御報

(大日本史料所載)

昌幸家康に身上の保證を求む

北條手切れ昌幸の働

昌幸は北條氏直の大器に非ざるを察し、自らの計をなす覺悟の時であつたので、依田や加津野の勸説に従つて、徳川に屬くことになつた。家康は、依田信蕃か或は加津野隱岐守かの手を通じて、眞田昌幸が味方になると申込んだ事を非常に喜んで、昌幸が徳川に屬する上は、自身の上の安全を保證する家康の誓書を得たいと望んだ時、快く諾つて證文を興へ眞田を我に屬せしめた。時は天正十年九月廿八日である。そして眞田に向て、北條と手切をなし、徳川に忠勤を勵む證とも、見るべき働を望んだ。此當時、北條氏直は、佐久を通つて、甲州に進入せんとして、甲州境邊で家康の軍と對陣して居た時であつた。故に昌幸は依田信蕃と謀り、兵を碓氷峠に出して北條軍の糧道を絶つた。北條氏直は大軍を擁し乍ら、家康の軍に對して、施す術もなき状態なりし折、今又糧道を絶たれたので、大に苦境に陥り、遂に屈して、和議を申込んだのである。

氏直は家康との對陣が、形勢不利に陥つた故、十月廿九日叔父北條美濃守氏規をして、家康に和睦を申込ませ上州沼田の地を以て、甲州都留郡及信州佐久郡の地と易へ、甲信兩國は、家康に任かせ、上州

北條徳川和睦

は氏直之を領す、又家康の女を以て、氏直に配す。(此條は三十日に約す) (家忠日記増補)

眞田昌幸上州の豪士を賞す

といふ條件で和睦が成立し、北條軍は若神子の陣を、引拂つて歸國した。眞田昌幸は、既に北條氏の恐るゝに足らざるを知り、再び上州方面に手を伸ばし、此年十月三日には、山口掃部助の年來の忠勤を賞して、玉泉寺に於て所領を與へ、同月十四日には湯本三郎右衛門の忠節を褒し、信州に於て所領を加増し、又上州の地主等の所領を安堵せしめ、湯本の命に従て働くべきを命じ、同月十四日には三郎右衛門に加増の地を與へて羽毛在城を命する等、經略怠る所無かつた。左記の文書は之を證するものである。

年來奉公候之間玉泉寺之内二貫文之所出置候、一貫四百文は改の上丸山土佐所可受取者也仍如件

天正十年^{壬午}十月三日

昌幸(朱印)

山口掃部助殿

今度有^三吾妻^二別而被^レ勲^三奉公忠節^一候條、海野若狹守分之内五拾貫、川中島之内寺尾分並須田領之内五百貫右如^レ此進置候、猶依^二戰功^一一所可^二相渡^一候 恐々謹言

天正十年^{壬午}十月十三日

昌幸(花押)

湯本三郎右衛門殿

(熊谷文書)

年來抱來候知行屋敷以下如^三前々^二可^二出置^一候間、萬端三郎右衛門尉請^二指圖^一可^二走廻^一候、猶重恩之事者、羽尾改之上、何にも相當に可^二出置^一候條、伊勢山へ令^二參上^一可^レ致^二訴訟^一者也仍如件

天正十年^{壬午}

昌幸(花押)

十月十三日

喜右衛門尉

四郎左衛門尉

大藏

彌七郎

勘解由

縫殿助

助右衛門尉

又六

與三右衛門尉

與左衛門尉

與二郎

新五郎

七郎左衛門尉

以上

(熊谷文書)

定

羽尾在城申付候上者、今度鎌原方西窪出置候、重恩之所者、向後羽尾城普請可被申付者也、仍如

件

天正十年 壬午

十月十四日

湯本殿

(熊谷文書)

天正十年には上杉景勝の勢力が小縣郡に迄及んで居た事は、次の文書に據て知ることが出来る。

上杉景勝小縣郡

任望之旨、鹽田郷之内、下郷中野本郷三ヶ村之内上務千五百貫之所出置者也仍如件

塩田郷の地を麾下の將に宛行ふ

天正十年七月廿四日

景勝

小田切四郎太郎殿

景勝小縣洗馬曲尾の地を麾下の將に宛行ふ

近年被_レ抱來_レ知行之儀者不_レ及_レ申、其上忠信之旨爲_二新知_一洗馬曲尾出置之候、如何様之者横合候共不_レ可_レ有_二相違_一者也仍如件

天正十年七月廿五日

景勝

西條治部少輔殿

同上

從最前忠信就中今般兩度抽_二忠勤_一事感悅之間、鬼無里之内五百貫文、鹽田別所千貫文大草孫左衛門知行五百貫文出置之候彌可_レ勵_二忠功_一者也仍如件

天正十年八月三日

景勝

香坂能登守殿

同上

任望之旨鹽田郷之内、前田村之内上務三百貫文出置者也仍如件

天正十年七月廿四日

景勝朱印

春日狩野介殿

(大日本史料 歴代古案)

此年七月上旬北條氏直大軍を率ひて信濃に入り、禰津、眞田、室賀等の諸將、曩に上杉景勝に屬せしが、變じて北條氏に屬するに至つた。然るに氏直川中島に進出せしも、何等爲す所無く軍を引揚げて、佐久方面に趣いたので、景勝は直に小縣郡に其勢を伸ばした結果、此の如き證文を出したのである。此形勢より推す時は、昌幸が徳川に屬せんと思ひ立つたのは、將來の見込ある家康の力に頼て、上杉の勢を抑えんとしたのかと考へられる。天正十年十月廿二日、北條氏直より禰津宮内大輔に送つた書狀に據ると、眞田昌幸は十九日禰津に出動したが、志を得る事は出来なかつた、又此書狀の趣より考へると、室

天正十年の比、昌幸の勢力未だ小縣郡内に伸ぶるに至らず

賀在城の室賀山城守信俊も、北條方であつたと見える。此際禰津は女中達を上州松井田に移して、大に北條方の爲めに盡さんとしたので、北條氏は十月廿五日附で、書面を興へて之を激勵した。丸子城主丸子三右衛門尉も眞田方では無つたので、翌天正十一年正月、昌幸は丸子方面に出働して、戦を交へた程であつた。故に天正十年の頃には、昌幸の勢力は小縣方面には未だ伸長しなかつた。天正十年の秋諏訪の神長官より御玉會の御守を贈り諏訪明神々領寄進之事を申込まれしに對し「如御存知當郡之儀境故悉妨所之儀候之間當年之事者申付候儀一切難叶候」と返事したのは此の如き形勢であつたからであらう。此史料文書は左に記載する。

眞田及ニ手切ニ去十九向ニ其在所ニ相動處、留守衆堅固之防戰故、敵指行不ニ致得ニ之由從ニ小諸ニ注進候、彌堅固之備致レ之様可レ被ニ申越ニ候、猶以敵動之様子節々注進候様可レ被ニ申越ニ候、室賀如ニ注進ニ者一切無レ衆奥郡之者不ニ相調ニ由候、然上敗北不レ可レ有レ程候 恐々謹言

十月二十二日

氏直 (花押)

禰津宮内大輔殿

(禰津文書)

此度眞田就ニ逆心ニ無ニ可レ被ニ抽ニ忠信ニ由感悅候、依於ニ海野領之内ニ四千貫文進置候彌可レ被ニ相稔ニ事專一候依如件

(注意朱印は同じ大さ)

天正壬午

十月廿五日

安房守奉之

禰津宮内大輔殿

(禰津文書)

其方女中方松井田へ被_レ移置_レ無_二可_レ有_三忠信_一由本望候彼堪忍分之儀尤可_二進置_一候依如件

天正十年壬午
十月廿五日

安房守奉之

彌津宮内大輔殿

(彌津文書)

今度向_二丸子_一及_レ行候之處、河南之者共出備候處、遂_二防戰_一頭二ツ被_レ討之候條、戰功無_二比類_一候、向後彌可_二相稼_一事肝要候也者仍如件

天正十一年癸未

正月廿九日

昌幸 (花押)

飯島市之亟殿

今度向_二丸子_一及_レ行候所、河南の者共出備候處、遂_二防戰_一頭壹ツ被_レ討之條、戰功無_二比類_一候、向後彌可_二相稼_一儀肝要候也、仍如件

天正十一年癸未

正月廿九日

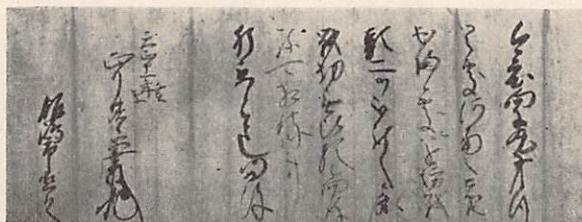
昌幸 (花押)

宮下善七郎殿

(峰村文書)

眞田安房守昌幸書狀

預_レ示候快然之至候如_二御札_一之_二其以來者不_二申通_一候相應之子細可_レ蒙_レ仰候仍於_二御神前_一有_二御祈念_一御玉會守被_レ懸_二御意_一候奉_二頂戴_一候隨而於_二當郡_一明神



(依田村飯島文書)

へ寄進之地蒙_レ仰候如_二御存知_一當郡之儀境故悉妨所之儀候之間當年之事者申付候儀一切難_レ叶候如何
様來春其落着談合可_レ申候何篇神慮之儀候條不_レ可_レ存_二無沙汰_一候委曲從_二常出所_一可_レ申候 恐々謹言

十一月十日

眞安

昌幸 (花押)

神長官殿

御報

(守矢文書)

(附註) 常出は常田出羽守の事である。

小縣の諸豪徳川に屬す
禰津氏徳川に屬す

然るに、北條氏が徳川氏に和睦の議を申し入れて、屈辱的の條件で、講和成立した後は、佐久郡は概ね徳川の手に歸し、其勢は漸次小縣方面にまで、伸びんとする状況となつた。依て天正十一年の七月には、禰津宮内大輔も、徳川の家臣松平(大須賀)五郎左衛門に頼て、家康に屬するに至つた。此を證するため、左の文書を記して置く

松平五郎左衛門かたへの御狀則令_二披見_一候被_レ對_二當方_一可_レ被_レ抽_二御忠信_一之旨祝着之至候、然者御身上之事聊不_レ可_レ存_二疎意_一候、近日其表令_二出張_一萬端可_レ申談候、尙酒井左衛門可_レ申候恐々謹言

七月十四日

家康 花押

禰津宮内大輔殿

此書狀の七月十四日を天正十一年と推定したのは、禰津文書天正十年十月廿五日のものに據り、禰津宮内大輔は天正十年には、十月廿五日頃迄は、北條氏の節度を奉じたる者と斷すべきを以ての故である。

室賀、丸子等徳川に屬し或は眞田に歸す

室賀山城守信俊も、其弟屋代勝永(室賀秀正)が、天正十一年三月酒井忠次に就いて、徳川氏に屬したので、其頃徳川氏に屬したものである。寛政重修諸家譜。

丸子氏は「三左衛門甲州馬場美濃守信春等にて加津野隱岐守信尹とは相掣也、此好身を以て、色々にかし被し申房州公旗下とす」と、眞武内傳追加にある如く、多分眞田昌幸が丸子に働らいた後、間もなく眞田に屬したものであらう。

かくて、天正十一年の春頃より、小縣に於ける昌幸の勢力も大に伸張し、左記のやうな、證文を出すことが、出来るやうに成つた。

一 三十貫文 諏訪部之内 一 拾貫文 武石之内

一 拾貫文 長瀬鹽河之内

右如し此寄附候 向後彌於御神前御祈念憑入候 恐々謹言

眞田

天正十一癸未三月八日

昌幸 朱印

廣田

(附註) 此廣田は廣田筑後のことで、伊勢御師である。

北條氏邦沼田城を攻む

北條徳川兩家和睦の後、其年の十月北條氏は、上州沼田を其掌中に收めんと欲し、武州鉢形城主北條氏邦は、兵五千を率ゐて沼田表に出張したが、沼田の守將矢澤綱頼の堅固な防戦の爲めに、其志を得ること能はずして、軍を班した利根郡誌。

昌幸上州方面を警戒す

眞田昌幸は天正十一年に至り、小縣方面は漸く意を安んずるを得るに至つたので、意を上州方面に注ぎ、此年六月十七日、沼田城代矢澤綱頼に、在城給として貳百貫文の地を與ふるを約し、先づ白根白根は沼田近くに於て、百貫文を出し、地所改めの上、殘百貫文を渡す旨の證文を與へて、愈々堅固の城守を命じ、翌十二年正月には、長井主税、高橋右馬允等が、白井衆を討ち取りたる功を賞して、所領を宛行ひ以て其心を攪り、大に北條氏の來攻に、備ふる所があつた。

定

沼田在城申付候間、爲城領二百貫文進之候、先白根之地百貫文相渡候、其外之所令糺明、急度可進之候、恐々謹言

天正十一^{癸未}六月十七日

安房守

昌幸 (花押)

矢澤 薩摩守殿

(矢澤文書)

其方以計策、白井衆谷中へ引入悉討取之條、誠忠節之至無比類候、因茲本間右衛門拘二十貫文出置候、猶依戰功可令重恩候者也仍如件

申正月十九日

昌幸 (花押)

長井 主税殿

追而、本間爲後家分、壹貫文之所可差置候

(眞武内傳)

其方以計策、白井衆谷中へ引入悉討捕候條、忠節之至無比類候、因茲戶鹿野之内五貫文之所出置者也

天正十二年申正月廿九日

昌幸 (花押)

高橋 右馬允殿

(加澤平次左衛門覺書)